

社会福祉審議会の概要について

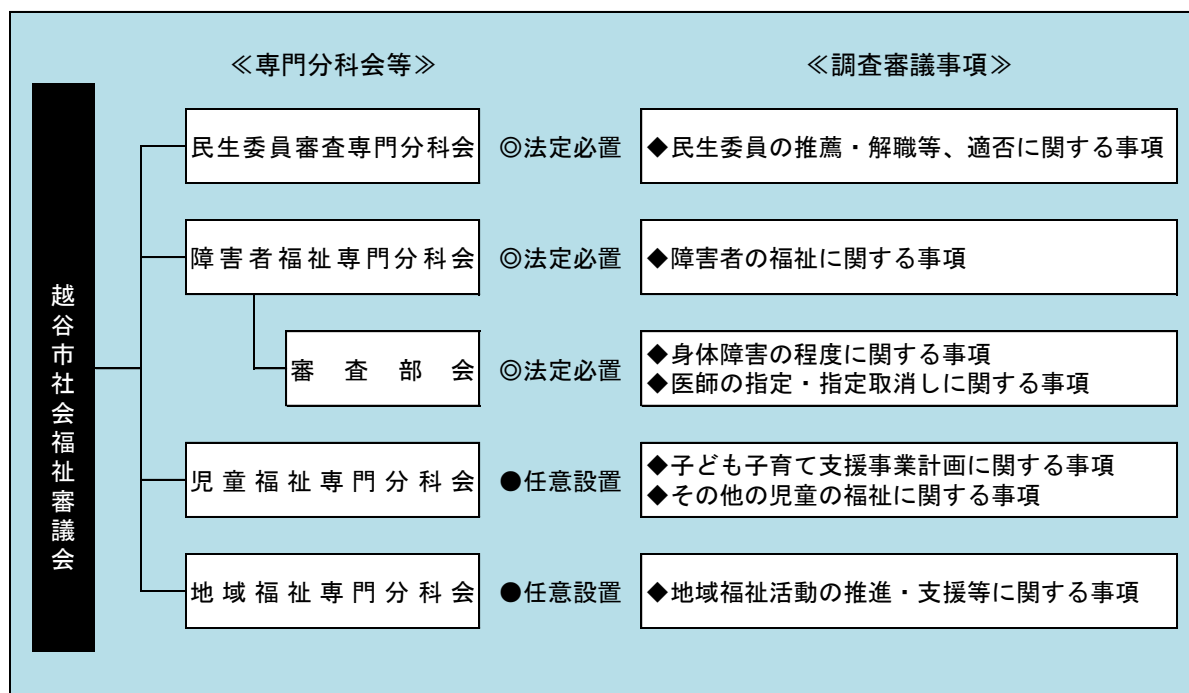
■ 社会福祉審議会とは

社会福祉審議会は、中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法第77条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づき設置するもので、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。

■ 社会福祉審議会の構成と役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の分科会や部会で構成され、通常は、各分科会等において、調査・審議が執り行われることになります。

また、専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と、必要に応じて設置するもの（任意設置）があり、本市社会福祉審議会の構成と役割については、下記のとおりとなります。

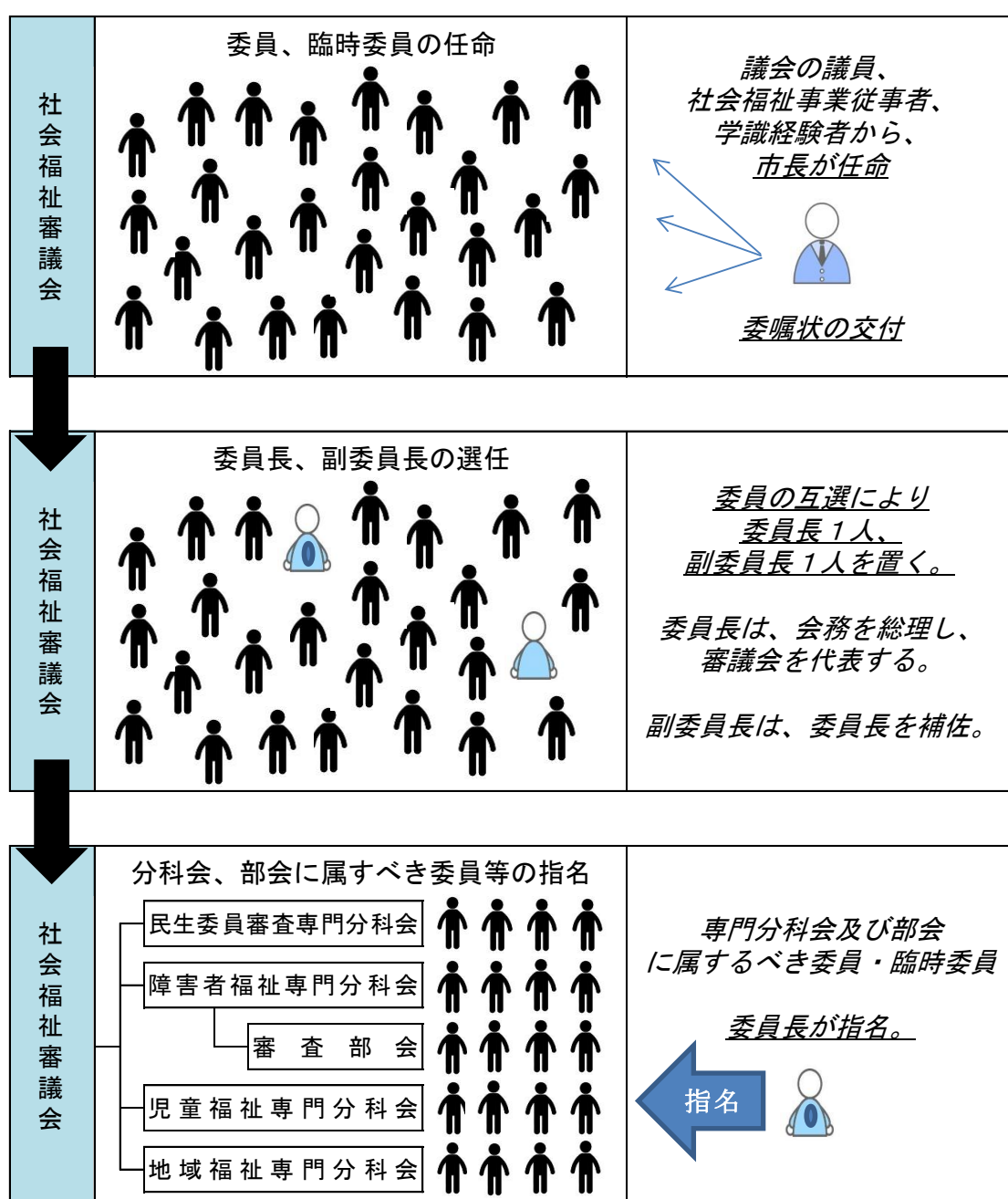


■ 審議会の委員及び臨時委員

越谷市社会福祉審議会は、50人以内の委員で構成され、すべての委員がいずれかの専門分科会の委員となります。委員の中には複数の専門分科会委員を兼ねる方もいます。

また、特別の事項を調査審議するため、50人には含まれない臨時委員を置くことができ、委員及び臨時委員は、議会の議員、社会福祉事業従事者、学識経験者（公募含む）のうちから、市長が任命することになります。

なお、障害者福祉専門分科会審査部会では、医師である委員及び臨時委員により、身体障害の程度に関する審議等を行います。



※審査部会は、医師である委員及び臨時委員で構成。

■ 委員及び臨時委員の任期

委員：3年（再任可）

臨時委員：特別の事項に関する調査審議が終了するまで。

■ 審査部会（障害福祉）について

1 審議事項

① 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

→ 障害程度が身体障害者手帳に該当しない場合や障害程度の決定が困難な場合に諮問

【根拠】身体障害者福祉法施行令 第5条第1項

② 身体障害者手帳交付に係る医師の指定（身体障害者福祉法第15条指定医）等に関する事項 → 申請のあった全医師について諮問

【根拠】身体障害者福祉法 第15条第2項

身体障害者福祉法施行令第3条第3項

2 委員（2名）及び臨時委員（8名）の担当する障害区分等

委員	障害福祉専門分科会兼務	1人
	障害福祉専門分科会兼務	1人
臨時委員	視覚障害	1人
	聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能障害	1人
	肢体不自由	2人
	心臓機能障害	1人
	じん臓機能障害	1人
	呼吸器機能障害	1人
	ぼうこう又は直腸機能障害	1人

以上、10名により、審査部会を構成